

提出日：平成 29 年 4 月 27 日

担当部・課：財務部市民税課〔内線：3091〕

資産税課〔内線：3112〕

| |
|---|
| ① 件名 |
| 個人住民税における配偶者控除及びわがまち特例等の見直しについて |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） |
| <p>【背景】 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成 29 年 4 月 1 日に施行され、経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点から個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うとともに、環境への負荷の少ない自動車を対象とした軽自動車税の特例措置の見直し、固定資産税におけるわがまち特例の廃止及び追加導入における特例措置の創設及び拡充がされた。</p> <p>【目的】 関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な市税の課税措置を図るもの。</p> |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 |
| <p>【根拠法令】 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） 地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号） 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号） 石巻市市税条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 55 号） 石巻市都市計画税条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 56 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） |
| <p>平成 29 年 3 月 31 日 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律 公布 （平成 29 年 4 月 1 日施行） 石巻市市税条例等の一部を改正する条例を専決処分 （平成 29 年 4 月 1 日施行） 石巻市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分 （平成 29 年 4 月 1 日施行）</p> |
| ⑤ 主な内容 |
| <p>1. 石巻市市税条例関係</p> <p>(1) 個人住民税関係</p> <p>① 配偶者控除の見直し（別紙 1） 配偶者控除・・・納税義務者の合計所得金額に応じて控除額を <u>3 段階に細分化</u>し、適用要件に <u>合計所得金額 1,000 万円以下の所得制限</u>が設けられた。</p> <p>② 配偶者特別控除の見直し（別紙 1） 配偶者特別控除・・・納税義務者の合計所得金額に応じて控除額を <u>3 段階に細分化</u>し、適用要件の配偶者の合計所得が <u>38 万円超 76 万円未満から 38 万円超 123 万円以下に上げられた</u>。</p> <p>※①及び②は平成 31 年度分以降の個人住民税から適用</p> <p>③ 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例 肉用牛生産農家が経営体質を強化し、国産牛肉の安定的供給を図っていく観点から措置されている制度であり、肉用牛を売却したとき 1 頭あたり 100 万円未満であれば、年間の売却頭数が 500 頭まで住民税が免除される措置の適用期限を 3 年間延長する。 <u>平成 30 年度までの適用期限を平成 33 年度まで延長するもの。</u></p> |

- ④ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例
 税制上の特例措置を講じ、用地取得を円滑化することにより、良好な環境を備えた住宅・宅地
 整備の促進を図っていく観点から措置されている制度の適用期限を3年間延長する。
平成29年度までの適用期限を平成32年度まで延長するもの。
 譲渡所得が2,000万円以下の場合、税率が4%（市2.4%・県1.6%）に軽減される。
 ※一般の譲渡所得の税率は一律5%（市3%・県2%）
- ⑤ 個人住民税の課税の特例
 上場株式等の配当等については、特例として配当等が支払われる際に所得税と住民税が源泉徴収
 （特別徴収）されるので、原則、市・県民税の申告を要しないが、納税通知書が送達される日までに
 確定申告書とは別に、市・県民税申告書を提出することにより、所得税と異なる課税方法（申告不要
 制度・総合課税・申告分離課税）により個人住民税を課することができることを明確化したもの。

(2) 軽自動車税関係

① 軽自動車税の税率の特例（グリーン化特例）（別紙1）

最初の新規検査を受けた3輪以上の軽自動車のうち、一定の環境性能を有する場合、燃費性能に応
 じて軽自動車税を軽減する措置の適用期限を2年間延長するもの。

・適用期限（現行）平成28年4月1日～平成29年3月31日取得分

（改正）平成29年4月1日～平成31年3月31日取得分

※取得の翌年度分の軽自動車税を軽減

② 自動車メーカーの不正行為に関する所要の措置

自動車メーカーの不正を原因として納付すべき軽自動車税の額について不足税額が発生した
 場合、不正を行った自動車メーカーに納税義務を課する措置が講じられた。

(3) 固定資産税関係

① わがまち特例制度における課税標準の特例（別紙2：廃止2件、追加4件、延長4件）

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に直接供する家屋・償却資産及び企
 業主導型保育事業に供する固定資産について軽減する措置が講じられた。

※平成30年度分の固定資産税から適用

2. 石巻市都市計画税条例関係

(1) わがまち特例制度における課税標準の特例（別紙3：廃止1件、追加1件、延長2件）

企業主導型保育事業に供する固定資産について軽減する措置が講じられた。

※平成30年度分の都市計画税から適用

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

税務行政の公正確保と透明性の向上が図られる。

今回の改正に伴い、個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税で減収が見込まれるが、国費に
 より補てんが図られる予定。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

関係法令の改正に伴う条例の改正であることから、県内市町村においても同様の改正予定としている。

⑧ 今後の予定及び施行年月日

次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。

⑨ その他